

議事要旨(3) 実務対応報告「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」および「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について

石川研究員より、最終的に公表する実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」の文案及び実務対応報告第1号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」の改正案について、前回(第94回)企業会計基準委員会以降に修正された事項を中心に説明がなされ、審議が行われた。

審議の後、採決が行われ、細かい字句等の修正に関しては委員長に一任の上、本改正案について出席者11名全員の賛成により標記実務対応報告の公表が正式に承認された。

委員等より、以下のような意見があった。

対価性のない取引であることが明確である新株予約権の発行に関わる会計処理について、実務対応報告第16号と「ストック・オプション等に関する会計基準」の適用関係が不明確ではないか。

同じく実務対応報告第16号の適用範囲に関連して、「会計処理」Q1 A1において、対象を「時価で発行された新株予約権」として対象となる範囲を限定している点について、適当ではないのではないか。

「会計処理」Q2 A2において示されている連結財務諸表における新株予約権の会計処理について、連結会社相互間の債権と債務の相殺消去に準ずる処理を行う場合における、連結財務諸表原則注解14の「連結会社が発行した社債で一時所有のものは、相殺消去の対象としないことができる。」の適用の可否との関係を明らかにすべきではないか。

これらの点につき、事務局より、以下の方向で文案の修正を検討する旨の提案等がなされ、出席した委員等の了承を得た。

- ・ 上記 については、「ストック・オプション等に関する会計基準」及び実務対応報告第16号の適用範囲について混乱が生じないように表現の修正を行う。
- ・ 上記 については、「ストック・オプション等に関する会計基準」に示されていない事由によって発行される新株予約権が、時価以外の価格によって発行されることも想定されるため、こちらについても表現の修正を行う。
- ・ 上記 については、連結財務諸表原則注解14の取扱いにかかわらず、連結会社が発行した新株予約権をその発行会社以外の連結会社が保有している場合には、例外なく、連結会社相互間の債権と債務の相殺消去に準じて処理することとなる。

注：承認された標記実務対応報告については、

[実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」](#)

[実務対応報告第1号\(平成14年3月29日公表の同実務対応報告の改正\)「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」](#)を参照のこと。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。